

危険な建物の解体に**最大100万円**補助します(美祢市危険家屋除却推進事業補助金概要)

補助の対象となる建物

次のいずれにも該当する建物

- ☐ 延床面積の1/2以上が居住用である建物又は一定区域内の商業等の用に供する建物
 - ☐ 常時無人状態にある建物(空家)
 - ☐ 不良住宅(危険建物)かつ周辺への危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当する建物
- ⇒ 老朽化が進み危険な建物でかつ道路や家等が隣接している建物が対象となります。
事前に建物の現地調査を行います。

申請者の条件

次のいずれにも該当する方又は法人

- ☐ 補助対象となる危険家屋等を所有している方(相続人を含みます。)又は法人
- ☐ 所有者が複数の場合は、全ての所有者の同意を得ている方又は法人
- ☐ 美祢市税に滞納のない方又は法人
- ☐ 危険家屋等の所在する土地の所有者が申請者と異なる場合は、危険家屋等の除却について土地所有者の同意を得ている方又は法人
- ☐ 交付申請書の誓約事項に同意できる方又は法人

請負業者の要件

- ☐ 美祢市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人
- ☐ 又は美祢市内に住所を有する個人事業主

補助対象事業

次のいずれにも該当しないもの

- ☐ 危険家屋等の一部を除却するもの(長屋住宅の一部の住宅の除却を除く。)
- ☐ 他の制度による補助金等の交付を受けているもの
- ☐ 市長が対象事業と認めない事業

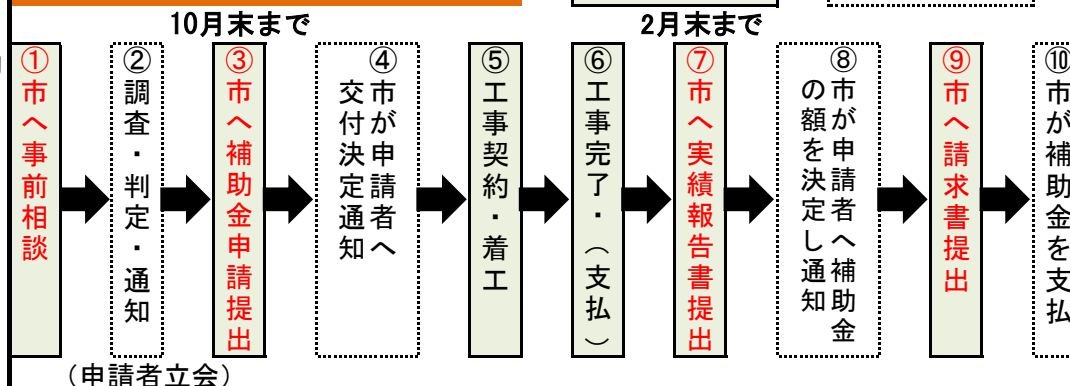
補助金の額

補 助 率 危険家屋等の除却に要する経費の1/2 (千円未満切り捨て)
 補助限度額 100万円(区分所有された長屋については、その所有者区分ごと)

注意事項

- 既に工事に着手している場合は、補助対象になりません。
- 申請書は10月末までに提出する必要があります。
- 補助対象になる事業は、申請年度の2月末日までに完了しなければなりません。
- 危険家屋解体・除去に伴って、翌年度以降の土地に係る固定資産税が上がる可能性があります。

手続きの流れ



手続きに必要な書類等

1 事前相談、調査・判定・通知(手続きの流れ①・②)

- ☐ 建設課までご連絡ください。日程調整の上現地調査を行います。
- ☐ 補助金の対象に該当するかどうか判定して連絡します。

2 補助金の申請(手続きの流れ③) 【10月末日までに提出】

- ☐ 補助金交付申請書(別記様式第1号) ☐ 事業実施計画書(別記様式第2号)
- ☐ 除却経費見積書(経費内訳の記載のあるもの)
- ☐ (登記有の場合)危険家屋の登記事項証明書、(登記無の場合)固定資産課税台帳兼名寄帳
- ☐ 申請世帯全員の住民票又は申請法人の登記事項証明書
- ☐ 申請者が相続人の場合、相続人であることを証する書類(戸籍謄本等)
- ☐ 申請世帯全員又は申請法人に美祢市税の滞納がないことを示す証明書
- ☐ 誓約事項に代理人が署名する場合は、申請者との続柄を証する書類(戸籍謄本等)

3 事業内容を変更(中止)するとき(手続きの流れ④～⑤までの間)

- ☐ 危険家屋除却推進事業変更(中止)承認申請書(別記様式第4号)

4 市へ実績を報告するとき(手続きの流れ⑦)

- ☐ 危険家屋除却推進事業実績報告書(別記様式第6号)
- ☐ 請負業者の請求書の写し及び領収書の写し
- ☐ 廃棄物に関する処分証明書等の写し(産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票E票))
- ☐ 対象事業実施中及び完了を確認できる写真

5 市へ補助金を請求するとき(手続きの流れ⑨)

- ☐ 補助金交付請求書(別紙様式第8号)
- ☐ 代理受領委任状(別記様式第9号) ⇒ 請負業者への補助金交付を希望する場合

申請窓口・問合せ先

美祢市建設農林部建設課 (住所:〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1 電話:0837-52-1116)